第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0364

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04977

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05533

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04838

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05350

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04701

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05277

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04690

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05219

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.04691

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05246

△

○

条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（復興交付金を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費及び都道府県が行う当該事業に対する法令に基づく負担金に係るものを除く。）に係る額に相当する額

Q_{12} ＝ 0.0500

Q_{13} ＝ 0.0530

Q_{14} ＝ 0.0470

Q_{15} ＝ 0.0532

Q_{16} ＝ 0.0432

Q_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0503

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0400

Q_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0487

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0376

Q_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0488

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0636

Q_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.04980

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05536

Q_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.04839

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05352

Q_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.04703

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05280

Q_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.04692

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.05224

Q_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0475

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0526